

第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）の概要

第4期障害者計画（案）の概要

1 計画策定の目的

久留米市障害者計画は、障害者基本法に基づき、市の今後の障害者福祉の施策の方向性を明らかにするとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、策定するものです。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

誰もが 人としての尊厳が守られ
支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現

(2) 基本目標

- ① 社会的障壁をなくし認め合って生きるために
- ② 権利を守り安全と安心のために
- ③ 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の実現のために
- ④ 自立して暮らし続けるために
- ⑤ 生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために

(3) 計画推進に共通する基本的な視点

○ 市民との協働の推進

障害当事者団体や支援団体、地域の多様な主体が、それぞれの特徴を活かした活動を展開できるような協働の取り組みを推進するとともに、地域共生社会づくりに向けた支援に取り組みます。

○ 多機関連携・重層的支援の推進

障害者に係る様々な課題を解決するため、関係機関や市民活動団体が互いに連携し、情報の共有を図り、重層的な支援に取り組みます。

3 計画期間

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
久留米市障害者計画 (第3期計画) 【H30-R5】						久留米市障害者計画 (第4期計画) 【R6-R11】					
久留米市障害福祉計画 (第5期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第1期計画) 【H30-R2】		久留米市障害福祉計画 (第6期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第2期計画) 【R3-R5】		久留米市障害福祉計画 (第7期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第3期計画) 【R6-R8】		久留米市障害福祉計画 (第8期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第4期計画) 【R9-R11】					

4 第4期計画で変更した主なポイント

- SDGsの記載を追加
- 基本理念を一部見直し
 - ・「誰もが 自分らしく生きがいを持ち」 → 「誰もが 人としての尊厳が守られ」
- 基本目標を一部見直し
 - ・「壁をなくし」 → 「社会的障壁をなくし」
 - ・「安全と安心のために」 → 「権利を守り安全と安心のために」
 - ・「生きがいを持って」 → 「生きがいを持って支え合いにより」
 - ・重点施策ごとの成果指標 → 基本目標ごとの成果指標
- 施策区分を一部見直し
 - ・「差別の解消の推進」に「差別相談体制の充実」を追加し、基本目標1へ
 - ・「情報アクセシビリティの向上」に「意思疎通支援の充実」を追加し、重点施策化
 - ・「障害者にやさしいまちづくり」 → 「障害者に配慮したまちづくり」
 - ・「防災対策の推進」を重点施策化
 - ・「福祉人材の確保・育成」を新設し、重点施策化
 - ・「一般就労の促進」を重点施策化
 - ・「インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進」を新設し、重点施策化

5 重点施策の設定

- 第3期障害者計画で取り組んだ施策の進捗や課題、障害者（児）生活実態調査報告書から見られた課題を踏まえて設定した施策
 - ・ 防災対策の推進
 - ・ 療育・保育・教育の切れ目のない支援
 - ・ インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進
- 国の計画や法改正を踏まえて設定した施策
 - ・ 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
- 本市における「障害を理由とする差別をなくす条例」の制定の動きを踏まえて設定した施策
 - ・ 差別解消の推進と差別相談体制の充実
- 関係機関との意見交換等を踏まえて設定した施策
 - ・ 福祉人材の確保・育成
 - ・ 一般就労の促進

6 施策体系

別紙のとおり

7 計画の展開

基本目標 1 社会的障壁をなくし認め合って生きるために

(1) 差別解消の推進と差別相談体制の充実 【重点施策】

① 障害を理由とする差別の解消への取組

(主な施策と取組)

● 障害者に対する差別の解消への取り組み

障害を理由とする差別をなくす条例や基本方針に基づき、市民への啓発、職員研修、職員対応要領の確実な実行により、差別解消の取り組みを進めます。

● 合理的配慮の提供の推進

差別事例や合理的配慮の事例等を収集・整理してデータベース化し、共有を図り、全庁で統一的な考え方による合理的配慮の提供を進めます。

● 紛争解決のための調整委員会の運営

障害を理由とする差別事案に対して、必要に応じて第三者機関である調整委員会に諮りながら、紛争の解決に取り組みます。

② 差別相談体制の充実

(主な施策と取組)

● 差別相談体制の充実

差別事案が起きた時に、解消するための相談窓口や、手続き、体制などを定め、相談体制の充実を図ります。

● 相談員の専門性の向上

市の差別相談担当や関係機関との連携による相談体制の充実とあわせて、相談員の専門性の向上、相談しやすい環境整備を進めます。

③ 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進

(主な施策と取組)

● 「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の教育・啓発の促進

「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づき、偏見や差別などの人権問題の解決のため全庁的な教育・啓発活動の推進を図ります。

● 障害者問題啓発事業の実施

市民団体企画への補助などにより、障害者問題の啓発事業を行います。

(その他の施策)

・団体実施イベントの支援、障害者問題に関する視聴覚教材の充実と活用 など

④ 福祉教育の充実

(主な施策と取組)

● 障害者問題に関する市職員研修の充実

市職員を対象とした接遇研修や障害者をテーマとした人権研修等を実施し、職員の合理的配慮等の知識習得と障害者問題に関する意識啓発に努めます。

● サービス事業者への障害に関する研修の実施

サービス事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、様々な障害の方も安心してサービスを利用できるようにします。

(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 【重点施策】

① 情報アクセシビリティの推進

(主な施策と取組)

● 情報アクセシビリティの確保

情報通信機器・サービス等の利用における情報アクセシビリティの確保に努めます。

● 情報機器の利用方法などの周知

情報機器やアプリケーション、インターネット等の情報機器の利用促進を図るための周知活動等に取り組みます。

② 行政情報のアクセシビリティの推進

(主な施策と取組)

● 情報バリアフリー指針の推進

情報バリアフリー指針に基づき、市が行う情報発信（講演会の開催、出版物の発行等）について、障害者の情報取得に係る配慮を行います。また、障害者のニーズを把握し、情報アクセシビリティの在り方についての検討を行います。

● 各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進

「広報くるめ」や「市議会だより くるめ」の点訳・音訳版の発行のほか、各種通知や行政資料などの行政文書について点訳・音声コード添付やわかりやすい表現版の作成などの障害特性に応じた方法による提供に努めます。

(その他の施策)

・点字通知が必要な方に関する情報の一元化および全庁的な活用、障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実 など

③ 意思疎通支援の充実

(主な施策と取組)

● 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障害者の参加が見込まれる市事業及び聴覚障害者の要請に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

● 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者の要請に基づき、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(3) 障害者に配慮したまちづくり

① 施設などのバリアフリーの推進

(主な施策と取組)

● 公共施設の整備・改善

市庁舎や公園・道路（歩道）、市営住宅、学校等の公共施設のバリアフリーに努めます。

● **民間施設等のバリアフリーの促進**

公共性の高い民間施設等について、関係機関へバリアフリー推進の働きかけを行います。

（その他の施策）

- ・福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度

② **移動・交通に関わるバリアフリーの推進**

（主な施策と取組）

● **視覚障害者のための信号機設置**

視覚障害者の安全向上に係る信号機設置について、所管である警察署に対し、横断時間にも配慮した設置を働きかけていきます。

● **公共交通事業者等への理解促進**

交通事業者や障害者団体等との協議の場を設け、障害者に係る交通対策や利用環境に関する課題等の共有と課題解消に向けた取り組みの促進に努めます。

（その他の施策）

- ・低床バス導入促進、歩道空間の確保 など

③ **住まいのバリアフリーの推進**

（主な施策と取組）

● **住宅改造アドバイザーの活用**

住宅の改造・新築の際の相談に、福岡県建築住宅センターの住宅改造アドバイザーを周知し、活用します。

● **重度心身障害者住宅改造補助事業**

重度心身障害者の住宅改造費の補助を行う「重度心身障害者住宅改造補助事業」について周知と利用促進に努めます。

(1) 権利擁護の推進

① 権利擁護の推進

(主な施策と取組)

● 成年後見制度の利用促進

成年後見センターを中心に、関係機関と連携しながら相談・支援等に努めるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた検討を行うなど、成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。

● 障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知

障害福祉サービスに関する利用者等の苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査等を行う「福岡県運営適正化委員会」などの支援機関・制度等の周知に努めます。

(その他の施策)

・日常生活自立支援事業の周知 など

② 虐待防止の推進

(主な施策と取組)

● 障害者虐待防止対策支援の推進

久留米市障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報を受け付け必要な対応をとるとともに、障害者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。

③ 意思決定支援の推進

(主な施策と取組)

● 意思決定支援の推進

自ら意思を決定することに支援が必要な障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、事業所への指導に努めます。

④ 権利学習の促進

(主な施策と取組)

● 障害者の権利学習の機会の提供

障害者が自ら権利を学習する機会を確保するため、出前講座などを活用し、推進を図ります。

● 人権啓発における障害者問題の啓発

人権啓発センター展示室「さまざまな人権問題」展示コーナーにおいて、障害者の人権に係るパネル展示を行うほか、各種団体を対象とした研修において、障害者の人権についての学習や、啓発冊子へ障害者問題の啓発記事の掲載を行います。

(その他の施策)

・「久留米市人権教育・啓発基本指針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進 など

(2) 防災対策の推進 【重点施策】

① 防災関連情報の提供・啓発

(主な施策と取組)

● 防災知識の普及

地域防災計画及び国民保護計画に基づき、障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供などにより防災知識の普及を図ります。

● Net 119 システムの普及促進

説明会や広報紙への掲載など様々な機会を通して、聴覚・言語障害者向けのNet 119 システムの普及・促進を図ります。

(その他の施策)

・防火指導の実施 など

② 防災対策の推進

(主な施策と取組)

● 避難行動要支援者支援体制の充実

災害発生時の避難行動要支援者に係る人的被害の軽減を図るために、避難行動要支援者名簿の登録促進や、名簿の関係機関等での共有を進めるとともに、日頃から要支援者の状況把握に努めます。さらに図上訓練の実施や、個人の身体状況などに合わせた「災害時マイプラン」の作成支援に取り組むなど、避難行動の実効性を高めます。

● 自主避難所・指定避難所の充実

避難所に福祉スペースの設置や受入れ時に必要な配慮に関する情報の周知などを実施し、避難された要配慮者への支援に努めます。

(その他の施策)

・障害者施設等の防災機能の充実、障害者等の避難場所の確保 など

(3) 防犯・安全対策の推進

① 防犯・安全対策の推進

(主な施策と取組)

● 消費者被害防止のための広報啓発

悪質商法などから障害者を守るため、関係機関などと連携して、悪質業者などからの被害防止に関する広報や講座などの開催に努めます。

● くるめ見守りネットワークの推進

すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、郵便、電気、ガス等の巡回事業者との協働により見守りのネットワークを構築し、異変の早期発見に努めます。

(その他の施策)

・緊急通報システム貸与 など

(1) 障害の早期発見・療育の充実

① 母子保健事業の充実

(主な施策と取組)

● 健診後の支援体制の充実

乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、健康診査を継続して行い、専門的な援助が必要と思われる乳幼児について、関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。

② 障害児支援の提供体制の整備等

(主な施策と取組)

● 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図ります。

● 幼児教育研究所の機能充実

療育担当者の資質の向上、相談、療育、訓練の担当者による協同的発達支援システムの構築等により、幼児教育研究所の機能の充実を図ります。

(2) 療育・保育・教育の切れ目のない支援 【重点施策】

① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援

(主な施策と取組)

● 切れ目のない支援体制の確立

障害や発達面での支援が必要な子どもに関する支援を切れ目なく行う体制の検討や整備等を図ります。

● 発達支援事業(巡回相談事業)の充実

療育の専門家が保育所・幼稚園等の要請に基づいて園を訪問・巡回し、発達が気になる子どもに対する支援体制をサポートする助言を行います。

(その他の施策)

・就労に向けた進路指導・職業教育の充実、久留米市幼児教育研究推進委員会の開催など

(3) 幼児教育・保育の充実

① 障害のある子どもの保育体制の充実

(主な施策と取組)

● 保育所及び認定子ども園における保育士等の障害児加配

認可保育所等で保育認定を受けた障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、保育士及び看護師の加配等を図ります。

● 医療的ケア児保育支援事業

保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備を行います。

(その他の施策)

- ・久留米市保育所連盟研修事業、私立幼稚園等への心身障害児教育振興補助金の交付など

(4) 学校教育の充実

① 障害のある者とない者が共に学ぶ環境の整備充実

(主な施策と取組)

● 福祉教育の推進

総合的な学習の時間等において、福祉教育の視点を取り入れた教育活動を行うよう学校訪問等を活用して指導助言します。また、児童生徒と障害者・障害者関係施設との交流を進めます。

● 特別支援学校の児童生徒の交流の推進

総合的な学習の時間や運動会・文化祭等を活用し、地域の小中学校と特別支援学校（市立及び県立）の児童生徒との交流、及び市特別支援学校高等部と久留米商業高校等との交流を推進します。

(その他の施策)

- ・就学相談事業、教職員の特別支援教育に関する理解の向上及び適切な支援の推進など

② 特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上

(主な施策と取組)

● 教職員の特別支援教育に関する理解の向上及び適切な支援の推進

市立学校における特別支援教育に関する校内研修会や市教育委員会主催の研修会を実施します。並びに特別支援学校の教職員への研修や専門家による指導を実施します。

● 久留米特別支援学校のセンター的役割の充実

各学校の校内研修会に対する久留米特別支援学校の教職員の派遣や教育相談への対応など、久留米特別支援学校が地域の特別支援教育の中核として機能するセンター的役割の充実を進めます。

(その他の施策)

- ・通級指導教室、スクール・カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など

基本目標4 自立して暮らし続けるために

(1) 一般就労の促進 【重点施策】

① 一般就労への移行等

(主な施策と取組)

● 就労移行支援事業の推進

一般就労を目指して訓練を行う場として事業所と連携して就労移行支援事業の基盤整備を図るとともに、就労支援事業所での就業・生活支援センターやジョブコーチなどの活用を促進します。

● 障害者就業支援

障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、受入れ企業の開拓、提携施設での基礎訓練や企業での職場実習、就業後の定着支援、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。

● 農福連携の推進

農業者、農業関連団体等に対して、障害者雇用に関する法令や制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進を図ります。

(その他の施策)

- ・雇用優良事業所の表彰、障害者に配慮した職場環境の整備 など

(2) 福祉的就労の充実

① 福祉的就労の場の確保

(主な施策と取組)

● 就労継続支援事業の推進

一般就労が困難な障害者の就労の場として、事業所などと連携して就労継続支援事業の基盤整備を進めるとともに、事業所の安定運営のための支援に努めます。

(3) 就労支援の充実

① 就労に関する相談体制の充実

(主な施策と取組)

● 障害者相談支援の実施

障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。

● 障害者就業支援

障害者が、地域の中で安心して働き、安定した生活を送るため、ハローワークや地域の就労支援関係機関と連携し、必要な相談・支援や面談会、受入れ企業の開拓、提携施設での基礎訓練や企業での職場実習、就業後の定着支援、企業向けの雇用促進セミナー等を行います。

② 障害者優先調達推進に係る取組

(主な施策と取組)

- **障害者就労施設等からの優先調達の推進**

市の事業に要する物品、役務について、障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の経済的基盤確立を支援します。

- **就労系事業所が提供するサービス等の情報発信支援**

福祉的就労の場の確保を推進するため、民間団体等と連携し、就労系事業所が提供するサービスや商品に関する情報発信に努めます。

③ 関係機関・企業などとの連携

(主な施策と取組)

- **就労促進に向けた検討**

「久留米市障害者地域生活支援協議会」を活用し、就労に関する現状把握や課題整理、支援体制の検討等を行い、障害者の就労支援の充実を図ります。

(4) 福祉人材の確保・育成 【重点施策】

① 福祉人材の確保・育成

(主な施策と取組)

- **サービス従事者の処遇改善・環境整備**

障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努めます。

- **サービス事業者への障害に関する研修の実施**

サービス事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、多様な障害に対応して適切な支援ができるよう福祉人材の資質の向上を図ります。

- **福祉事業所の人材確保の支援**

合同会社説明会などにより、障害福祉サービス事業所の人材確保の支援に努めます。

(5) 住まいの確保と居住支援の充実

① 住まいの確保

(主な施策と取組)

- **不動産業者への啓発と連携**

障害者の住まい確保支援のため、あんしん賃貸住宅協力店に関する周知・啓発を行うとともに、不動産業者に対し、障害者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。

- **居住系サービスの整備促進**

グループホームなどの計画的な整備を図ります。

(その他の施策)

- ・市営住宅申し込みの優遇、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実 など

② 居住支援の充実

(主な施策と取組)

● 住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業）

地域生活支援事業「相談支援事業」の強化事業として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。

● 精神障害者の地域移行支援

医療機関やサービス事業者、その他関係機関と連携して退院可能な精神障害者の退院促進に努めます。

(その他の施策)

- ・地域生活広域調整会議等事業 など

③ 地域生活支援の充実

(主な施策と取組)

● 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等（拠点又は面的な整備）の整備を進めます。

(6) 在宅福祉サービスなどの充実

① 日常生活の支援や介助サービスの充実

(主な施策と取組)

● 福祉事業所の適正運用の推進

福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。
また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めます。

● 重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業の推進

重度身体障害児・者訪問入浴サービスを推進します。

(その他の施策)

- ・訪問系サービスの充実、日常生活用具の給付 など

② レスパイトケアなどの充実

(主な施策と取組)

● 成年後見制度の利用促進

成年後見センターを中心に、関係機関と連携しながら相談・支援等に努めるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた検討を行うなど、成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めます。

● 重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化

医療・福祉部門等の連携のもと重症心身障害児者の地域生活移行・定着等を支援するための相談支援体制の充実・強化を推進します。

(その他の施策)

- ・在宅レスパイト事業 など

③ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(主な施策と取組)

● 福祉事業所の適正運用の推進

福祉事業所に対して、実地指導、監査を実施し、適正な運営の確保を図ります。
また、新規事業所の設置についても、関係法令等の規定に基づき、適正なものとなるよう努めていきます。

● 意思決定支援の推進

自ら意思を決定することに支援が必要な障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、事業所への指導に努めます。

(7) 外出支援の充実

① 外出支援サービスの充実

(主な施策と取組)

● 外出支援の実施

事業所と連携し、「移動支援事業」「同行援護事業」「行動援護事業」に取り組み、外出支援の充実を図ります。

● タクシー基本料金援助事業の実施

在宅の重度障害者に対して、福祉タクシー券を交付します。

(その他の施策)

- ・身体障害者自動車購入・改造補助事業の実施、障害者自動車免許取得助成事業の実施 など

(8) 経済的支援の充実

① 経済的支援の推進

(主な施策と取組)

● 手当制度の確実な適用

特別障害者手当などの制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。

● 年金制度、生活福祉資金貸付事業の周知

ハンドブック等により、'障害基礎年金や久留米市社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付事業」などの周知に努めます。

(その他の施策)

- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施 など

(9) 相談支援体制の充実

① 相談支援体制の充実・強化

(主な施策と取組)

● 障害者相談支援の実施

障害者の暮らしの複雑化・多様化が進む中、より専門性の高い支援として、基幹相談支援センターによる相談支援を進めます。

- **地域生活支援協議会の運営**

「久留米市障害者地域生活支援協議会」を中心に、地域の障害者に関する相談支援体制の充実強化を図ります。

- **必要な支援が届いていない人への支援**

複合化・複雑化した課題を抱えている人や潜在的なニーズを抱える人など、必要な支援が届いていない人に対し、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、継続的に関係性をつくり支援につなげます。

② 多様な相談窓口の充実

(主な施策と取組)

- **障害者相談員の配置**

身体・知的障害者相談員を地域に配置し、地域及び市民センター等で障害者からの相談に対応します。また、相談員の資質向上のため、相談員などに対する研修を実施します。

- **各種相談機関の連携強化**

女性・子ども・高齢者・生活困窮者・就労・消費等の各種相談機関や、地域活動団体、医療機関等との連携強化を図ります。

(その他の施策)

・生活支援コーディネーターの配置と活動の充実 など

(10) 精神保健事業など保健サービスの充実

① 保健事業の充実

(主な施策と取組)

- **健診後の支援体制の充実**

乳幼児期の疾病などを早期に発見・支援するために、健康診査を継続して行い、専門的な援助が必要と思われる乳幼児について、関係機関・部署に紹介するなど、必要な指導・支援を行います。健診後の支援をより充実するため、保健師と保育士、臨床心理士などの専門職との連携強化を図ります。

- **障害者歯科健診補助事業**

久留米歯科医師会と連携して、障害者に対する歯科検診を推進し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(主な施策と取組)

- **入院者訪問支援事業等の推進**

精神保健福祉法の改正に伴い、医療保護入院等における入院者訪問支援事業の推進を図ります。

- **精神障害などに関する啓発・広報の推進**

学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。

(11) 医療サービスの充実

① 適切な医療サービスの提供

(主な施策と取組)

● 自立支援医療、重度障害者医療制度の確実な適用

ハンドブックやホームページ等により、自立支援医療や重度障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努め、対象となる方への確実な適用を図ります。

● 難病医療費助成制度の周知

広報紙などにより、難病医療費助成制度の周知に努めます。

(1) 日中活動の促進

① 日中活動系サービスの整備

(主な施策と取組)

● 日中活動系サービスの充実

事業所や地域活動支援センターなどと連携して、障害者総合支援法の日中活動系サービスの基盤整備を進めます。

● 共生型サービスの円滑な事業の推進

障害児者と高齢者がデイサービスなどのサービスを、同一の事業所で預けやすくするための制度について、普及・啓発を図り、円滑な制度の推進に努めます。

(その他の施策)

・重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保 など

② 地域活動支援センターなどの充実

(主な施策と取組)

● 地域活動支援センター（Ⅰ型）※¹の運営支援

障害者の日中活動の場及び地域の支援ネットワークの中核として、地域活動支援センターを運営します。また、障害者理解の促進、地域住民ボランティア養成についても取り組みます。

※1 地域活動支援センター（Ⅰ型）

日中活動の場のほか、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施

● 地域活動支援センター（Ⅲ型）※²への支援

地域に根ざした多様性のある日中活動の場として、地域バランスや個別給付事業所の整備状況等も考慮しながら、運営への支援を行います。

※2 地域活動支援センター（Ⅲ型）

運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所

(その他の施策)

・オープンスペースなどへの支援 など

(2) スポーツ・文化芸術活動への参加促進

① スポーツ活動の促進

(主な施策と取組)

● ふれあいスポーツ大会の開催への支援

障害者のスポーツを広めるため、当事者団体等と協力して、障害者ふれあいスポーツ大会を実施します。

● 障害者スポーツの競技者支援

福岡県障害者スポーツ協会や桜花台クラブ（総合型地域スポーツクラブ）と連携して、障害者スポーツの普及・促進に努め、未来のパラアスリートを発掘します。

(その他の施策)

・障害者スポーツ関連情報の提供 など

② 文化芸術活動の促進

(主な施策と取組)

● 国内外イベント等への参加促進

各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。

● 障害者の文化芸術・余暇・レクリエーション活動の促進

施設の利用料の割引など、障害者の余暇活動を促進する制度の周知に努めます。

(3) 社会教育の充実

① 生涯学習の推進

(主な施策と取組)

● 生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実

生涯学習センターなどで実施する障害者を含めたあらゆる世代の市民のための講座の充実を図ります。

● 点字・録音図書資料の整備充実

図書館での録音図書・点字図書を充実するとともに、利用者のニーズに応えられるように音訳・点訳ボランティアの技術向上のため研修を行います。利用者からのリクエストの割合を製作図書数に反映させると共に、プライベートサービスの充実に努めます。

(その他の施策)

・チャレンジ土曜塾の実施、校区コミュニティセンターでの委嘱学級における手話通訳の実施 など

② 社会教育施設などのバリアフリー化

(主な施策と取組)

● 校区コミュニティセンター建築費助成

校区コミュニティセンター等が障害者にとって利用しやすい施設となるよう、建築・改修に係る費用などの一部を助成します。

(4) 地域活動や国内外交流の促進

① 地域活動などへの参加促進

(主な施策と取組)

● 地域活動への啓発・支援

障害の有無に関係なく、市民誰もが地域行事に参加できるよう、地域コミュニティ組織への情報提供や地域活動への支援などを行うとともに、地域行事への参加に関する理解が進むよう、校区コミュニティ組織への研修等を実施し、校区まちづくり連絡協議会と協力・連携しながら、啓発に努めます。

● 障害者団体への支援

障害者団体へ各種活動支援と各種事業実施への補助などを行います。

(その他の施策)

- ・審議会・委員会などへの登用の促進、協議体（支え合い推進会議）の設置、社会とのつながりづくりに向けた支援 など

② 国内外での交流の促進

(主な施策と取組)

● 国内交流事業の促進

各種交流イベントへの障害者の参加を促進します。

● 国内外イベント等への参加促進

各イベントにおいて、情報発信やバリアフリーに努めるなど、障害者の参加を促進します。

(5) インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進 【重点施策】

① インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進

(主な施策と取組)

● 障害者分野のボランティア活動の促進

NPO やボランティア等の各種講座やイベントを行い、障害者福祉分野のボランティア活動の促進、活動団体の育成に努めます。

● 多機関協働による支援

複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、支援関係機関の連携を強化します。また、地域住民、市民活動団体等のインフォーマルな取組みと協働した支援体制の構築を推進します。

(その他の施策)

- ・手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施、盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の実施 など

8 成果指標

成果指標は、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、各基本目標の成果指標で構成します。

(1) 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画第4次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、障害者の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。(市民意識調査)

指標名	現状	目標
住みやすさ (住みやすいと思う障害者の割合)	93.1%	95%
愛着度 (久留米市に愛着がある障害者の割合)	88.0%	95%

(2) 基本目標の成果指標

基本目標の成果指標は、久留米市障害者(児)生活実態調査報告書の調査結果から次のとおり設定します。

① 社会的障壁をなくし認め合って生きるために

指標名	現状	目標
障害者への差別的な取扱い (差別的な取扱いが減ったと思う障害者の割合)	7.1%	10%

② 権利を守り安全と安心のために

指標名	現状	目標
災害時の備え (避難所の場所を知っており、避難経路も決めている障害者の割合)	25.9%	40%

③ 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

指標名	現状	目標
一貫した支援体制の充実度 (相談・療育・訓練を乳児期から学校卒業まで一貫して行うところがないと思う発達障害者の親の割合)	41.3%	20%

④ 自立して暮らし続けるために

指標名	現状	目標
一般就労している障害者の割合 (働いている障害者(非正規社員・自営含む)の割合)	29.9%	40%
障害者福祉施策の充実度 (障害福祉サービス、相談支援などに満足している障害者の割合)	29.5%	40%

⑤ 生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために

指標名	現状	目標
地域活動への参加状況 (地域活動に参加している障害者の割合)	18.8%	30%

9 久留米市の福祉計画の概要

障害福祉計画・障害児福祉計画は、厚生労働大臣が示す「基本指針」に則して策定することとされており、久留米市では、障害者計画の実行計画の位置付けとして、障害者計画の「施策の方向」の項目に掲げています。

国の基本指針の主な見直し内容 【基本指針：R5.5.19 告示】

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

(1) 成果目標について

国の基本指針を踏まえ、8つの成果目標を定め、障害者計画の「施策の方向」の項目に掲げ、各施策を推進していきます。

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ⑧ インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進 【久留米市独自】

(2) 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標を次のとおり定めます。

- ① 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等
 - ・ 近年（H30～R4）の実績等を踏まえ、サービスの必要見込量を設定します。
 - ・ 障害のある人が、障害の状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要見込量を見込み、それぞれのサービスを適切に提供します。
- ② 地域生活支援事業
 - ・ 近年（H30～R4）の実績等を踏まえ、サービスの必要見込量を設定します。
 - ・ 相談支援機関については、国の法整備の動向を踏まえ、充実強化していきます。
 - ・ 地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターや市民団体等と連携し事業に取り組みます。

10 計画の策定及び推進体制

(1) 障害者計画等策定推進会議

副市長及び部長級職員で構成し、調整会議の報告をもとに原案の策定及び進行管理を行う。

(2) 障害者計画等策定推進調整会議

次長級職員で構成し、計画の推進状況把握や次期計画原案に関する事項等の審議調整を行う。

(3) 障害者計画等策定推進担当者会議

障害者計画等の素案の検討を行うとともに策定した計画の進行管理を行う。

(4) 障害者地域生活支援協議会

当事者団体や障害者支援団体、学識経験者などで構成し、計画策定に関する意見や計画の進捗に関する評価を行う。

11 今後のスケジュール

R5.12.13	地域生活支援協議会
R5.12.18～R6.1.18	意見募集（パブリック・コメント）
R6.1.10～1.13	市民説明会（市内3カ所で開催予定）

(別紙) 第4期障害者計画 施策体系

基本理念	基本目標	分野	施策区分	施策の方向
誰もが人としての尊厳が守られ 支え合いながら安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて	社会的障壁をなくし認め合って生きるために	1 差別解消	(1) 差別解消の推進と差別相談体制の充実【重点施策】	①障害を理由とする差別の解消への取組 ②差別相談体制の充実 ③障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ④福祉教育の充実
			(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実【重点施策】	①情報アクセシビリティの推進 ②行政情報のアクセシビリティの推進 ③意思疎通支援の充実
		2 生活環境	(3) 障害者に配慮したまちづくり	①施設などのバリアフリーの推進 ②移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③住まいのバリアフリーの推進
			3 権利擁護	(1) 権利擁護の推進
		4 防災・防犯		(2) 防災対策の推進【重点施策】
			(3) 防犯・安全対策の推進	①防犯・安全対策の推進
	支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	5 療育・保育・教育	(1) 障害の早期発見・療育の充実	①母子保健事業の充実 ②障害児支援の提供体制の整備等
			(2) 療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】	①乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援
			(3) 幼児教育・保育の充実	①障害のある子どもの保育体制の充実
			(4) 学校教育の充実	①障害のある者となない者が共に学ぶ環境の整備充実 ②特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上
	自立して暮らし続けるために	6 雇用・就労	(1) 一般就労の促進【重点施策】	①一般就労への移行等
			(2) 福祉的就労の充実	①福祉的就労の場の確保 ②就労に関する相談体制の充実
			(3) 就労支援の充実	②障害者優先調達推進に係る取組 ③関係機関・企業などとの連携
		7 生活支援	(4) 福祉人材の確保・育成【重点施策】	①福祉人材の確保・育成
			(5) 住まいの確保と居住支援の充実	①住まいの確保 ②居住支援の充実 ③福祉施設入所者の地域生活への移行 ④地域生活支援の充実
			(6) 在宅福祉サービスなどの充実	①日常生活の支援や介助サービスの充実 ②レスパイトケアなどの充実 ③障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
			(7) 外出支援の充実	①外出支援サービスの充実
			(8) 経済的支援の充実	①経済的支援の推進
			(9) 相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実・強化 ②多様な相談窓口の充実
		8 保健・医療	(10) 精神保健事業など保健サービスの充実	①保健事業の充実 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(11) 医療サービスの充実	①適切な医療サービスの提供			
生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために	9 日中活動	(1) 日中活動の促進	①日中活動系サービスの整備 ②地域活動支援センターなどの充実	
			10 社会活動	(2) スポーツ・文化芸術活動への参加促進
	(3) 社会教育の充実	①生涯学習の推進 ②社会教育施設などのバリアフリー化		
	(4) 地域活動や国内外交流の促進	①地域活動などへの参加促進 ②国内外での交流の促進		
	(5) インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進【重点施策】	①インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進		